

個人情報保護指針

一般社団法人 日本個人情報管理協会

2022年9月1日制定

Ver5.00

目次

1. 個人情報保護指針の目的	5
2. 適用範囲	5
3. 対象事業者の責務	5
4. 本指針で用いる用語の定義	5
5. 個人情報取扱事業者等の義務等	10
5.1. 個人情報の取扱義務	10
5.1.1. 利用目的の特定	10
5.1.1.1. 利用目的の特定	10
5.1.1.2. 利用目的の変更	10
5.1.2. 利用目的による制限	10
5.1.2.1. 利用目的による制限	10
5.1.2.2. 事業承継	11
5.1.2.3. 適用除外	11
5.1.3. 不適正利用の禁止	11
5.1.4. 適正な取得	12
5.1.4.2. 要配慮個人情報の取得	12
5.1.5. 取得に際しての利用目的の通知等	13
5.1.5.1. 取得に際しての利用目的の通知等	13
5.1.5.2. 直接書面等による取得	13
5.1.5.3. 変更した利用目的の通知等	13
5.1.5.4. 利用目的の通知等をしなくてよい場合	14
5.2. 個人データの取扱いと安全管理	15
5.2.1. データ内容の正確性の確保等	15
5.2.2. 安全管理措置	16
5.2.2.1. 個人データの取扱いに係る規律の整備	16
5.2.2.2. 組織的安全管理措置	16
5.2.2.3. 人的安全管理措置	18
5.2.2.4. 物理的安全管理措置	18
5.2.2.5. 技術的安全管理措置	19
5.2.2.6. 外的環境の把握	20
5.2.3. 従業者の監督	20
5.2.4. 委託先の監督	21
5.2.5. 個人データの漏えい等の報告等	22
5.2.5.1. 漏えい等	22
5.2.5.2. 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	22
5.2.5.3. 漏えい等の報告	22
5.2.5.4. 本人への通知	24

5.2.6.	個人データの第三者への提供	26
5.2.6.1.	個人データの第三者提供の制限（原則）	26
5.2.6.3.	第三者に該当しない場合	29
5.2.7.	外国にある第三者への提供の制限（第 28 条）	33
5.2.7.1.	外国にある第三者への個人データの提供	33
5.2.7.2.	同意取得時の情報提供	34
5.2.7.3.	個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等	36
5.2.8.	第三者提供に係る記録の作成等（第 29 条、第 30 条）	38
5.2.8.1.	確認・記録義務の適用対象	38
5.2.8.2.	第三者提供の状況により確認・記録義務が適用されない第三者提供	39
5.2.8.3.	確認義務	40
5.2.8.4.	記録義務	41
5.2.8.5.	保存期間	43
5.2.9.	個人関連情報の第三者提供の制限等	44
5.2.9.1.	個人関連情報の第三者制限等の適用	44
5.2.9.2.	本人の同意の取得方法	46
5.2.9.3.	本人の同意等の確認の方法	47
5.2.9.4.	提供元における記録義務	49
5.2.9.5.	提供元における記録事項	50
5.2.9.6.	提供先の第三者における確認義務	51
5.2.9.7.	提供先の第三者における記録事項	52
5.3.	保有個人データの取扱義務等	54
5.3.1.	保有個人データに関する事項の公表等	54
5.3.1.1.	保有個人データに関する事項の公表	54
5.3.1.2.	保有個人データの利用目的の通知	55
5.3.2.	保有個人データの開示	56
5.3.3.	第三者提供記録の開示	57
5.3.3.1.	第三者提供記録の定義	57
5.3.3.2.	第三者提供記録の開示の方法	57
5.3.3.3.	第三者提供記録の不開示事由等	58
5.3.4.	保有個人データの訂正等	58
5.3.5.	保有個人データの利用停止等	59
5.3.5.1.	利用停止等の要件	60
5.3.5.2.	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度	61
5.3.5.3.	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	61
5.3.5.4.	請求に対する通知義務	61
5.3.6.	理由の説明	62
5.3.7.	開示等の請求等に応じる手続	62

個人情報保護指針

5.3.8.	手数料.....	64
5.3.9.	裁判上の訴えの事前請求.....	64
5.4.	個人情報の取扱いに関する苦情処理.....	65

1. 個人情報保護指針の目的

本指針は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）、関連する政令及び個人情報保護委員会規則、並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下、「ガイドライン（通則編）」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（以下、「ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（以下、「ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、「ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」という。）、「個人情報の保護に関する法律に係る E U 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下、「GDPR ルール」という。）及びその他特定の分野に関するガイドライン（以下、これらのガイドライン全てを総称して、「ガイドライン」という。）に基づき、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本個人情報管理協会（以下「当協会」という）の対象事業者であることの同意書を交わした正会員である事業者（以下、「対象事業者」という）が、事業活動を行う上で、個人の人格尊重の下で、事業規模と事業の性質に応じ、お客様、従業員及び関係者等の個人情報を適正に取扱い、適切な安全管理を実施することにより、調和のとれた本人の権利利益の保護と個人情報の利活用が達成できるようにすることを目的とする。当協会は対象事業者が、本指針を遵守するよう、周知徹底し、指導、勧告その他必要な措置を講じる。

対象事業者が、仮名加工情報及び匿名加工情報を利活用する場合は、別途定める「仮名加工情報及び匿名加工情報についての個人情報保護指針」を遵守し、適切に作成及び利用を図るものとする。

2. 適用範囲

本指針は、当協会の全ての事業者に適用する。

3. 対象事業者の責務

対象事業者は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護法及び関連する法令並びに保護法ガイドライン（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人情報の適正な取扱いと、適切な安全管理を行うこととし、本指針を遵守しなければならない。また、当協会より JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステムの第三者認証を受けている対象事業者は、法令等及び本指針に加え、JIS Q 15001 規格の要求事項を満たさなければならない。

個人情報保護法第 53 条第 2 項及び第 3 項に従い、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決のために必要がある場合、当協会は、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができ、対象事業者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

当協会は、個人情報保護法第 54 条第 4 項に従い、対象事業者に対し、本指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置を行うが、対象事業者が、当該措置をとったにもかかわらず本指針を遵守しないときは、対象事業者から除外することができる。

4. 本指針で用いる用語の定義

本指針における用語の定義は、個人情報保護法の用語の定義に従うものとする。主な用語は以下のとおり。

1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、以下の①、②のいずれかに該当するもの。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの。」

（他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できることとなるものを含む）

- ② 個人識別符号を含むもの。

2) 個人識別符号

次の①、②のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができる以下のもの。

（ア）細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列（人の DNA 情報）

（イ）顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌（顔認証）

（ウ）虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様（虹彩認証）

（エ）発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質（声紋認証）

（オ）歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様（歩容認証）

（カ）手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状（手の静脈認証）

（キ）指紋又は掌紋

（ク）上記を組み合わせたもの

- ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができる以下のもの。

（ア）旅券番号

（イ）基礎年金番号

（ウ）免許証の番号

（エ）住民票コード

（オ）個人番号

（カ）公的保険の被保険者証の記号

（キ）番号及び保険者番号

（ク）特別永住者証明書の番号等

3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定

める記述等が含まれる個人情報。

- ① 人種
- ② 信条
- ③ 社会的身分
- ④ 病歴
- ⑤ 犯罪の経歴
- ⑥ 犯罪により害を被った事実
- ⑦ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
- ⑧ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- ⑨ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
 - (ア) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）
 - (イ) 本人を少年法に基づく少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人。

5) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報を集めたもの（集合物）であって、次の①及び②に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）

- ① 特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- ② 特定の個人情報を容易に検索することができるように索引等を付加し体系的に構成したもの。
- ③ 政令で定める個人情報データベース等から除くもの。
 - (ア) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたもので、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと
 - (イ) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること
 - (ウ) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること

注1) 個人情報データベース等から除外されるものであっても、それらに含まれる個人情報の一部を抜き出し、事業を行うために新たな個人情報のリスト等を作成した場合は、本来の用途とはことなるものとなるため、個人情報データベース等に該当することになるため注意しなければならない。

6) 個人データ

個人情報データベース等を構成している個人情報。

7) 保有個人データ

以下の①～③に該当するもの

- ① 個人データであること

- ② 個人情報取扱事業者が自らの権限で、個人データの内容を訂正、追加、削除、開示（内容を本人に知らせること）、利用停止、消去、第三者提供の停止を行うことができること

注1) 内容の削除とは、該当する保有個人データに含まれる項目の一部を取り除くことを意味する。

注2) 消去とは、該当する本人の保有個人データの全ての項目を取り除くことを意味する。

- ③ 以下の（ア）～（エ）に当てはまる個人データは、保有個人データにはならない。

（ア） その個人データの有無が分かると、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

（イ） その個人データの有無が分かると、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（ウ） その個人データの有無が分かると、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（エ） その個人データの有無が分かると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している事業者をいう。ただし、次の①～④に掲げる者を除く。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

注1) 「事業の用に供している」とは、事業を行うために利用することを意味する。

注2) 「事業」とは、一定の目的を達成するために継続的かつ繰り返し行われる活動を意味し、営利目的であるか非営利目的であるかは問わない。

9) 従業者

対象事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

10) 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

11) 仮名加工情報

次の①～②に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- ① 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部を記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを

含む。)

- ② 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

1 2) 匿名加工情報

次の①～②に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

- ① 個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

1 3) 認定個人情報保護団体

個人情報保護法第 47 条の規定により、対象事業者による個人情報の適正な取扱いの確保を目的として個人情報保護委員会の認定を受けた者

- ① 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- ② 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供
- ③ 対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

1 4) 学術研究機関等

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

1 5) 学術研究目的

当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき

5. 個人情報取扱事業者等の義務等

5.1. 個人情報の取扱義務

5.1.1. 利用目的の特定

5.1.1.1. 利用目的の特定

第 17 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 1) 対象事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。
- 2) あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない。
- 3) 利用目的の特定に当たっては、個人情報が対象事業者において、個人情報が、最終的にどのような事業で、どのような目的で利用されるのかが、本人にとって具体的で分かり易いものであることが望ましい。

5.1.1.2. 利用目的の変更

第 17 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

- 1) 特定した利用目的は、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができる。
- 2) 本人の主観や対象事業者による恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的との関連性を総合的に勘案して判断される。

5.1.2. 利用目的による制限

5.1.2.1. 利用目的による制限

第 18 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 1) 対象事業者は、法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 2) 当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、目的外利用には該当しない。
- 3) 明確な同意とは、本人が明確な同意することの意思表示を行うことを指し、みなし同意は認められない（以降においても同じ）。

5.1.2.2. 事業承継

第 18 条 (第 2 項)

個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 1) 対象事業者は、合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業承継に伴って個人情報を取得した場合は、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱わなければならない。
- 2) 事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3) 当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、目的外利用には該当しない。

5.1.2.3. 適用除外

第 18 条 (第 3 項)

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 1) 法第 18 条第 3 項第 1 項～第 6 号に該当する場合は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
- 2) 学術研究機関による学術研究目的での利用については、個人の権利利益を侵害する恐れがある場合には適用除外とはならないため、利用目的について確認することが望ましい。

5.1.3. 不適正利用の禁止

第 19 条

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

- 1) 対象事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
- 2) 「違法又は不当な行為」とは、以下のとおり。
 - ① 法律及びその他の法令に違反する行為
 - ② 直ちに違法とはいえないものの、法律及びその他の法令の制度の趣旨に反する行為
 - ③ 公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為
- 3) 「おそれ」とは対象事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上発生する可能性があるとして判断できる場合。

5.1.4. 適正な取得

5.1.4.1. 適正な取得

第 20 条 (第 1 項)

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 1) 対象事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2) 個人情報を含む情報がインターネット等により公開されている場合、単にその情報を閲覧するだけで転記等を行わなければ個人情報を取得したことにはならない。

5.1.4.2. 要配慮個人情報の取得

第 20 条 (第 2 項)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

- 1) 対象事業者は、要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、第20条第2項第1項～第8号の適用が除外される場合については、その必要はない。

5.1.5. 取得に際しての利用目的の通知等

5.1.5.1. 取得に際しての利用目的の通知等

第21条（第1項）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 1) 対象事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。
- 2) 対象事業者は、個人情報の利用目的を公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

5.1.5.2. 直接書面等による取得

第21条（第2項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 1) 対象事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等への記入、申込画面等へのデジタル入力などにより、本人から個人情報を直接取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 2) 名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、本項の義務を課するものではないが、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。ただし、「利用目的の通知等をしなくてよい場合」に該当する場合は、この限りでない。
- 3) 口頭により個人情報を取得する場合についても同様。
- 4) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

5.1.5.3. 変更した利用目的の通知等

第21条（第3項）

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 1) 特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば変更可能であるが、変更された利用目的は、本人に通知しなければならない。

5.1.5.4. 利用目的の通知等をしなくてよい場合

第 21 条（第 4 項）

前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

- 1) 第 21 条第 3 項第 1 号～第 4 号に該当する場合は、利用目的の通知等を行う必要はない。

5.2. 個人データの取扱いと安全管理

5.2.1. データ内容の正確性の確保等

第 22 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

- 1) 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 2) 保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すればよい。
- 3) 個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 4) 但し、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

5.2.2. 安全管理措置

第 23 条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 1) 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2) 当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

5.2.2.1. 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、具体的な取扱いに係る規律を整備しなければならない。

安全管理措置	実施すべき措置の例
個人データの取扱いに係る規律の整備	① 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとの、個人データの取扱方法
	② 個人データ管理について責任者を設置することを定め、役割、責任及び権限の明確化
	③ 個人データを利用する者についての、役割、責任、権限の明確化
	④ 組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置において実施すべき事項

5.2.2.2. 組織的安全管理措置

対象事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

① 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければならない。

組織体制の整備の例	
①	個人データの取扱いに関する責任者の設置と責任の明確化 個人情報保護管理者（個人情報責任者、CPO 等名称は任意）を任命
②	個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化
③	従業者が取り扱う個人データの範囲の明確化
④	個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化
⑤	法や対象事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
⑥	個人データの漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
⑦	個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化

② 個人データの取扱いに係る規律に従った運用

あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない

ない。

個人データの取扱いに係る規律に従った運用の例

個人データの取扱いに係る規律に従った運用を確保するため次のような項目に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備や業務日誌の作成等を通じて、個人データの取扱いの検証を可能とすることが考えられる

- | | |
|---|---|
| ① | 個人情報データベース等の利用・出力状況 |
| ② | 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況 |
| ③ | 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。） |
| ④ | 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等） |

③ 個人データの取扱状況を確認する手段の整備

個人データの取扱状況を確認するための手段を整備しなければならない。

個人データの取扱状況を確認する手段の整備の例

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 個人情報データベース等の種類、名称 |
| ② | 個人データの項目 |
| ③ | 責任者・取扱部署 |
| ④ | 利用目的 |
| ⑤ | アクセス権を有する者 等 |

④ 漏えい等事案に対応する体制の整備

漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

漏えい等事案に対応する体制の整備の例

漏えい等事案の発生時に次のような対応を行うための、体制を整備することが考えられる。

- | | |
|---|--------------------|
| ① | 事実関係の調査及び原因の究明 |
| ② | 影響を受ける可能性のある本人への通知 |
| ③ | 個人情報保護委員会等への報告 |
| ④ | 再発防止策の検討及び決定 |
| ⑤ | 事実関係及び再発防止策等の公表 等 |

⑤ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければならない。

取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しの例

- | | |
|---|---|
| ① | 個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する |
| ② | 外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する |

5.2.2.3. 人的安全管理措置

対象事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、対象事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第 24 条に基づき従業者に対する監督をしなければならない

① 従業者の教育

従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければならない。

従業者の教育の例

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① | 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う |
| ② | 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む |

5.2.2.4. 物理的安全管理措置

対象事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

① 個人データを取り扱う区域の管理

個人情報データベース等を取り扱うサーバーやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行わなければならない。

個人データを取り扱う区域の管理の例

- | | |
|---|---|
| ① | 管理区域においては、入退室管理及び持ち込む機器等の制限等
入退室管理の方法としては、IC カード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる |
| ② | 取扱区域においては、間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止 |

② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。

機器及び電子媒体等の盗難等の防止の例

- | | |
|---|--|
| ① | 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する |
| ② | 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する |

③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。

「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいう。

電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止の例

- ① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する
- ② 封緘、目隠しシールの貼付けを行う
- ③ 施錠できる搬送容器を利用する

- ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行わなければならない。

個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄の例

- ① 個人データが記載された書類等を廃棄する場合
焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する
- ② 個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合
情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する
個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する

5.2.2.5. 技術的安全管理措置

対象事業者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① アクセス制御
担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。

アクセス制御の例

- ① 個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムを限定する
- ② 情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定する
- ③ ユーザーID に付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定する

- ② アクセス者の識別と認証
個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならない。

アクセス者の識別と認証の例

- ① 情報システムを使用する従業者の識別・認証として、ユーザーID、パスワード、磁気・IC カード、生体認証等個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムを限定する
- ② 安全性を高めるために、管理者権限などの重要性の高いアクセスについては、2 要素認証の導入等を行う
- ③ 外部からの不正アクセス等の防止

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。

外部からの不正アクセス等の防止

- | | |
|---|--|
| ① | 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール、UTM、IDS、IPS、WAF等を適切に設置し、不正アクセスを遮断する |
| ② | 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認し、削除する（最新のバージョンを用いること） |
| ③ | 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とし、脆弱性を排除する |
| ④ | ログ等を取得し、定期的な分析により不正アクセス等を検知する |

④ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない。

情報システムの使用に伴う漏えい等の防の例

- | | |
|---|---|
| ① | 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）。 |
| ② | 個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する |
| ③ | 移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う |
| ④ | システムテストの実行時には、ダミーデータを作成し使用すること、適切なアクセス管理と監視を行い、個人データの漏えい等が発生しないよう対処する |

5.2.2.6. 外的環境の把握

対象事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

5.2.3. 従業員の監督

第 24 条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 1) 対象事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、法第 23 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- 2) その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

5.2.4. 委託先の監督

第 25 条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 1) 対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- 2) 対象事業者は、委託先において自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする。
- 3) 委託する業務内容を遂行するために必要のない個人データは、委託先に提供しないようにすること。
- 4) 取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の①から③までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない。

① 適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先における安全管理措置が委託元に求められるものと同等であり、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

② 委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

③ 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。

再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様。

5.2.5. 個人データの漏えい等の報告等

5.2.5.1. 漏えい等

- 1) 漏えい等には、個人データの漏えい、滅失又は毀損が含まれる。
- 2) 「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。
- 3) 「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。
- 4) 「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

5.2.5.2. 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

対象事業者は、漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の①～⑤に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- ① 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討及び実施
- ⑤ 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

5.2.5.3. 漏えい等の報告

5.2.5.3.1. 報告対象事態

第 26 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

個人情報保護委員会の権限が事務所管大臣に委任されている分野において事業を行っている対象事業者は、権限を委任している当該府省庁に対して報告しなければならない。

- ① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従業員も含まれる。）
- ④ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

注1) 「漏えい等」には、「漏えい」、「滅失」及び「毀損」が含まれる。

注2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

5.2.5.3.2. 報告義務を負う事業者

- 1) 漏えい等報告の義務を負う事業者は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う対象事業者となる。
- 2) 個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負うが、連名で報告することもできる。
- 3) 委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される。
- 4) 委託元で報告対象事態が発生したが、委託先においては報告対象事態が発生していない場合については、委託先の事業者は報告義務を負わない。

5.2.5.3.3. 速報

対象事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 1) 報告期限の起算点となる「知った」時点については、対象事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。
- 2) 「速やか」の日数の目安については、対象事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内とする。
- 3) 個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の①～⑨までに掲げる事項を、原則として個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。但し、個人情報保護委員会から権限が委任されている事業分野においては、当該委任を受けた府省庁により別途定めがある場合は、その方法に従わなければならない。
- 4) 速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告する。
- 5) 個人データの取扱いを委託しており、委託先において報告対象事態が発生した場合、委託先となる対象事業者は、委託先に通知を行うことにより報告義務を負わないが、この場合の通知の期限は概ね3～5日以内とする。
- 6) 報告フォームの項目は以下の①～⑧
 - ① 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第7条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。
 - ② 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目について、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。
 - ③ 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数について報告する。

④ 「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

⑤ 「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

⑥ 「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

⑦ 「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況について報告する。

⑧ 「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

⑨ 「その他参考となる事項」

上記の①～⑧までの事項を補完するため、個人情報保護委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

5.2.5.3.4. 確報

- 1) 対象事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え、30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が事態に含まれている場合は、60日以内。）に個人情報保護委員会（権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣）に報告しなければならない。
- 2) 30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。
- 3) 報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定に当たっては、その時点を1日目とする。
- 4) 確報においては、5.2.5.3.3の①から⑨までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。
- 5) 確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

5.2.5.4. 本人への通知

第26条（第2項）

前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5.2.5.4.1. 通知対象となる事態及び通知義務を負う者

- 1) 対象事業者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。
- 2) 通知義務を負う事業者は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者となる。
- 3) 委託先で個人データの漏えい等が発生した場合は、委員会への報告と同様の取扱いとする。

5.2.5.4.2. 通知の時間的制限

- 1) 対象事業者は、報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。
- 2) 「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

5.2.5.4.3. 通知の内容

- 1) 本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、以下のとおりとする。
 - ① 概要
 - ② 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - ③ 原因
 - ④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - ⑤ その他参考となる事項
- 2) 本人への通知は「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要があり、通知事項の全てが判明することを待つものではない。
- 3) 当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知は不要である。

5.2.5.4.4. 通知の方法

- 1) 「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

5.2.6. 個人データの第三者への提供

5.2.6.1. 個人データの第三者提供の制限（原則）

第 27 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 1) 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。
- 2) 同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。
- 3) あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。
- 4) 第 27 条第 1 項の第 1 号～第 7 号に該当する場合は、本人の事前同意を得る必要はない。

5.2.6.2. オプトアウトによる第三者提供

5.2.6.2.1. オプトアウトによる第三者提供

第 27 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第 30 条第 1 項第 1 号及び第 32 条第 1 項第 1 号において同じ。）の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項法令に基づく場合（以下の①、②）
 - ① 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - ② 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日規則

- 1) 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、第 27 条第 2 項第 1 号～第 8 号までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（オプトアウトによる第三者提供）。
- 2) 対象事業者は、法第 27 条第 2 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 3) 対象事業者は、要配慮個人情報、オプトアウトにより提供を受けた個人データ及び不正取得された個人データを、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。
- 4) 対象事業者は、オプトアウトによる第三者提供を行う際は、第 27 条第 2 項第 1 号～第 8 号までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない。
- 5) 本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

- 6) 具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と対象事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。
- 7) 「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出る」時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。
- 8) 「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。
- 9) 届出の方法は、電子情報処理組織を使用する方法等によって行わなければならない。
- 10) 代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を証する書面を提出しなければならない。
- 11) 外国にある対象事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 12) 第17条第1項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。
- 13) オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用される。
- 14) 「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先（事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

5.2.6.2.2. オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合

第27条（第3項）

個人情報取扱事業者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 1) 対象事業者は、法第27条第2項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
 - ① 届出事項（第三者に提供される個人データの項目等）の以下の項目に変更があった場合

- (ア) 届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合
 - (イ) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (ウ) 第三者への提供の方法
 - (エ) 第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法
 - (オ) 個人データの更新の方法又は第三者への提供を開始する予定日を変更する場合
- ② 届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合
第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届けなければならない。
- ③ 個人データの提供をやめた場合
オプトアウトによる個人データの第三者提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない
- 2) 対象事業者は、法第 27 条第 3 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。

5.2.6.3. 第三者に該当しない場合

第 27 条（第 5 項）

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 1) 第 27 条第 5 項第 1 号～第 3 号までの場合については、個人データの提供先は対象事業者とは別の事業者であるため形式的には第三者に該当するも、本人との関係において提供する事業者である対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。
- 2) 第 27 条第 5 項第 1 号～第 3 号までに該当する次 3)～5) の場合は、対象事業者は、あらかじめ本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。
- 3) 委託
 - ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。
 - ② この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である

個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

4) 事業の承継

- ① 合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。
- ② 事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。
- ③ 事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができる。
- ④ 当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

5) 共同利用

- ① 特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、次の（ア）～（オ）までの情報を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない。
 - （ア） 共同利用をする旨
 - （イ） 共同して利用される個人データの項目
 - （ウ） 共同して利用する者の範囲
 - （エ） 利用する者の利用目的
 - （オ） 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 第27条第5項第3号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、令和3年改正法の施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、令和3年改正法の施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- ③ 既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。
- ④ その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。
- ⑤ 共同利用とは、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することであり、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。
- ⑥ 当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。

- ⑦ 共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。
- ⑧ 利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。
- ⑨ 個人データの管理について責任を有する者とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。
- ⑩ 責任を有する者は、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。
- ⑪ 個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ⑫ 共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。
- ⑬ 対象事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし、円滑に実施する観点から、上記①から⑤までの情報のほか、例えば、次の（ア）から（カ）までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。
 - （ア） 共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）
 - （イ） 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先
 - （ウ） 共同利用する個人データの取扱いに関する事項
 - ・ 個人データの漏えい等防止に関する事項
 - ・ 目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
 - ・ 共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項
 - （エ） 共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置
 - （オ） 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - （カ） 共同利用を終了する際の手続
- ⑭ 共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

6) 共同利用に係る事項の変更

第 27 条（第 6 項）

個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- ① 対象事業者は、個人データを共同利用する場合、以下の事項に変更があった場合は、遅滞なく本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

個人情報保護指針

- (ア) 個人データの管理について責任を有する者の氏名
- (イ) 名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 対象事業者は、個人データを共同利用する場合、以下の事項に変更があった場合は、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - (ア) 共同利用する者の利用目的
 - (イ) 当該責任を有する者
- ③ 共同利用する者の利用目的は、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができる。
- ④ 対象事業者は、以下の事項について変更することは、原則として認められない。
 - (ア) 共同して利用される個人データの項目
 - (イ) 共同して利用する者の範囲
- ⑤ 但し、次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。
 - (ア) 共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更について、あらかじめ本人の同意を得た場合
 - (イ) 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合
 - (ウ) 共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合（共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提）

5.2.7. 外国にある第三者への提供の制限（第 28 条）

対象事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合は、ガイドライン（外国にある第三者への個人データの提供編）に従い、適正に対応しなければならない。また、外国にある事業者において個人データの取扱いを行う場合は、第 23 条安全管理措置の義務事項である「外的要因の把握」を適切に行わなければならない。

5.2.7.1. 外国にある第三者への個人データの提供

第 28 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 1) 対象事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第 28 条第 1 項に従い、次の①～③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得なければならない。
- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）で定める国（以下、「充分性認定の対象国」という。）にある場合。
 - ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している（以下、「基準適合体制」という。）場合。
 - ③ 次の（ア）～（キ）までのいずれかに該当する場合。
 - （ア）法令に基づいて個人データを提供する場合。
 - （イ）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - （ウ）公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - （エ）国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - （オ）学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するお

それがあある場合を除く。)

- (カ) 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (キ) 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- 2) 十分性認定の対象国は、アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク（EU加盟国及び英国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）。
- 3) 十分性認定の対象国は、第28条第1項における外国とはならない。
- 4) 基準適合体制とは、次の①、②の双方又は何れかに該当している場合をいう。
 - ① 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第17条～第28条、第32条～第38条及び第40条の規定を遵守し、継続的に適正な運用が確保されている場合。
 - ② 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。（経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドライン、APECにおけるCBPR（Cross Border Privacy Rules）といった国際的な枠組み）
- 5) 基準適合体制が整備されている外国にある事業者は、第28条第1項でいう外国にある第三者とはならない。

5.2.7.2. 同意取得時の情報提供

第28条（第2項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

対象事業者は、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、委員会規則に定められた情報を本人に提供しなければならない。

5.2.7.2.1. 情報提供の方法

- 1) 本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。
- 2) 提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要となる。

5.2.7.2.2. 提供すべき情報

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、次の①～③までの情報を提供しなければならない。

- ① 当該外国の名称
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - ・ 適切かつ合理的な方法とは、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければならない。
 - ・ 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。具体的には、次の（ア）から（エ）までの観点を踏まえる必要がある。
 - ・ 「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られ、当該第三者に適用されない制度は含まれない。
 - （ア） 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無
 - ・ 当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、個人情報の保護に関する制度が存在しない旨を本人に対して情報提供しなければならない。
 - （イ） 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在
 - ・ OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存 OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在しない場合には、その旨について本人に情報提供しなければならない。
 - （ウ） その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在
 - ・ 提供先の第三者が所在する外国において、当該外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、その旨を本人に情報提供しなければならない。
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
 - ・ 当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。

5.2.7.2.3. 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い

1) 対象事業者は、本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、当該外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、次の①及び②の情報を本人に提供しなければならない。

- ① 特定できない旨及びその理由
 - ・ 対象事業者は、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供しなければならない。
 - ・ 情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかにつ

いて、具体的に説明することが望ましい。

② 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報

- ・ 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。

2) 事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

5.2.7.2.4. 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合

- 1) 対象事業者は、本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければならない。
- 2) 情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。
- 3) 事後的に当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

5.2.7.3. 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等

第 28 条 (第 3 項)

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

- 1) 対象事業者は、基準適合体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。
- 2) 提供先が基準適合体制を整備していることにより外国にある第三者に個人データを提供した場合、対象事業者は、その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があるため、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第 28 条第 3 項に基づく措置等を講じなければならない。
- 3) 本人の同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づく措置等は求められない。

5.2.7.3.1. 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置

- 1) 対象事業者は、基準適合体制により外国にある第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の①及び②の措置を講じなければならない。

- ① 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - ・ 個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない。
 - ・ 定期的に確認とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。
- ② 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。
 - ・ 対象事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - ・ 外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければならない。

5.2.7.3.2. 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供

1) 情報提供の方法

本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要がある。

2) 提供すべき情報

対象事業者は、本人の求めを受けた場合には、遅滞なく、次の①～⑦までの情報を本人に提供しなければならない。

- ① 当該第三者による基準適合体制の整備方法
- ② 当該第三者が実施する相当措置の概要
- ③ 基準適合体制の確認頻度及び方法
- ④ 当該外国の名称
- ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- ⑦ 前号の支障に関して当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

3) 情報提供しない旨の決定を行った際の通知等

- ① 個人情報取扱事業者は、本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。
- ② この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。

5.2.8. 第三者提供に係る記録の作成等（第 29 条、第 30 条）

対象事業者は、第三者に個人データを提供する場合及び第三者から個人データを受領する場合は、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に従い、適正に対応しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 29 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第 31 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあっては、第 27 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

第 29 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 30 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

第 30 条（第 2 項）

前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

第 30 条（第 3 項）

個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

第 30 条（第 4 項）

個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

5.2.8.1. 確認・記録義務の適用対象

5.2.8.1.1. 個人情報保護法の条文に明記されていることにより確認・記録義務が適用されない第三者提供次の 1)～3) の第三者提供については、確認・記録義務が適用されない。

- 1) 第 27 条第 1 項第 1 号～第 7 号により第三者提供の制限が適用除外となる場合

- 2) 法第 27 条第 5 項第 1 号～第 3 号により第三者提供に該当しない場合（委託、事業承継、共同利用）
但し、外国にある第三者については、十分性認定及び基準適合体制による提供による場合に限る。
- 3) 第三者が法第 16 条第 2 項各号に掲げる者である場合（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人）

5.2.8.2. 第三者提供の状況により確認・記録義務が適用されない第三者提供

5.2.8.2.1. 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合

- 1) 個人データの第三者提供に該当する場合でも、確認・記録義務の趣旨から、確認・記録義務を課する必要性が乏しい第三者提供については、第三者提供の確認・記録義務の対象となる第三者提供には該当しない。
- 2) 第三者提供、すなわち、「提供者」から「受領者」に対する「提供」行為については、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、各要素の該当性を判断する。
- 3) いずれの場合においても、実質的に本人同意があることが前提であり、オプトアウトによる第三者提供については適用されない。

① 「提供者」の考え方

「(ア) 本人による提供」又は「(イ) 本人に代わって提供」に該当する場合は、実質的に「提供者」による提供ではないものとして、提供者・受領者双方に対して確認・記録義務は適用されない。

(ア) 本人による提供

SNS 等で本人の自発的意思により個人データが第三者に開示（提供）されている場合。

(イ) 本人に代わって提供

個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合。

② 「受領者」の考え方

(ア) 本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供

本人側に対する提供とみなし、受領者に対する提供には該当せず、確認・記録義務は適用されない。

但し、常に家族であることをもって本人側と評価されるものではなく、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて実質的に判断する必要がある。

(イ) 提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合は、同じく、本人側に対する提供とみなし、確認・記録義務は適用されない。

③ 「提供」行為の考え方

(ア) 不特定多数の者が取得できる公開情報の授受

受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。

(イ) 但し、個人データを公開に供する行為については、提供者として記録を作成しなければならない。

5.2.8.2.2. 受領者に確認・記録義務が適用されない場合

① 個人データに該当しない提供を受けた場合

受領者において「個人情報」には該当するが「個人データ」には該当しない情報の場合、又は、そもそも「個人情報」に該当しない情報の提供を受けた場合は、受領者に義務は適用されない。

(ア) 受領者にとって「個人データ」に該当しない場合

- ・ 提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した場合は、同条の確認・記録義務は適用されない。(個人情報データベース等から1件のみの個人データを抽出し、提供した場合)
- ・ 本来であれば個人データに該当するにもかかわらず、意図的に分割して個人情報として提供を受ける行為は、確認・記録義務を免れることはできない。
- ・ 個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合、後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても、受領者に対して確認・記録義務は適用されない。

(イ) 受領者にとって「個人情報」に該当しない場合

- ・ 提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとっては「個人情報」に該当しない(特定の個人を識別するための情報を含まない場合など)情報を受領した場合は、確認・記録義務は適用されない。

② 提供を受けることに該当しない場合

(ア) 単に閲覧する行為

個人データの提供を受けることには該当しないため、確認・記録義務は適用されない。

(イ) 提供者たる個人情報取扱事業者が、個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為提供行為に該当するため、確認・記録義務が適用される。

(ウ) 一方的に個人データを提供された場合

口頭、FAX、メール、電話等で、受領者の意思とは関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、確認・記録義務は適用されない。

5.2.8.3. 確認義務

5.2.8.3.1. 確認方法

1) 対象事業者は、第三者から個人データの提供を受ける際は、当該第三者に対して、次①及び③について確認を行わなければならない。

① 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 第三者による個人データの取得の経緯

③ 法の遵守状況

(ア) 個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける場合

受領者は、当該個人情報取扱事業者の法の遵守状況(例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など)についても確認することが望ましい。

(イ) オプトアウトによる第三者提供により個人データの提供を受ける場合

受領者は、当該個人情報取扱事業者の届出事項が個人情報保護委員会により公表されてい

る旨を記録しなければならない。

2) 当該第三者は当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

5.2.8.3.2. 既に確認を行った第三者に対する確認方法

- 1) 複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、必要事項の記録を作成し、その時点において保存している記録と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。
- 2) 平成27年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録及び令和3年改正法の施行日の前に別表第二法人等が上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

5.2.8.4. 記録義務

5.2.8.4.1. 記録を作成する方法

1) 記録を作成する媒体

対象事業者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

2) 記録を作成する方法

① 原則

- (ア) 対象事業者は、原則として、個人データの授受の都度、速やかに、記録を作成しなければならない。
- (イ) 記録は、個人データを授受する前に作成することもできる。
- (ウ) 本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。
- (エ) オプトアウトによる第三者提供については、一括して記録を作成する方法、契約書等の代替手段による方法は適用されないため、常に原則に従い記録を作成しなければならない。

② 一括して記録を作成する方法

- (ア) 一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。
- (イ) 本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。
- (ウ) 複数の本人の記録を一体として記録を作成する場合において、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、データ群を構成する本人が途中で変動するときも、一括して記録を作成することもできる。

③ 契約書等の代替手段による方法

- (ア) 対象事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データを第三者に提供する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。
- (イ) 本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。
- (ウ) 仮に、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約書のならない書面、又はオプトアウトに

よる第三者提供の際に作成された書面等も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある。

④ 代行により記録を作成する方法

- (ア) 提供者・受領者のいずれも記録の作成方法・保存期間は同一であることから、提供者（又は受領者）は、受領者（又は提供者）の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。
- (イ) この場合においても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。
- (ウ) 委託先の個人情報取扱事業者が委託契約の目的の範囲内で第三者との間で個人データの授受を行った場合において、一義的には委託先の個人情報取扱事業者が記録を作成する義務があるが、委託元の個人情報取扱事業者が記録の作成を代行することができる。

3) 提供者の記録事項

① オプトアウトによる第三者提供をする場合

対象事業者が、オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合は、次の（ア）～（エ）の項目を記録しなければならない。

- (ア) 当該個人データを提供した年月日
- (イ) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (ウ) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (エ) 当該個人データの項目

② 本人の同意による第三者提供をする場合

対象事業者が、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合は、次の（ア）～（エ）の項目を記録しなければならない。

- (ア) 本人の同意を得ている旨
 - ・ 契約書その他の書面に本人の同意が記載されている場合
 - ・ 対象事業者の事業の内容、第三者提供の方法等により、同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって「同意を得ている旨」の記録とすることもできる。
- (イ) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (ウ) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (エ) 当該個人データの項目

4) 受領者の記録事項

① オプトアウトによる第三者提供を受ける場合

対象事業者は、オプトアウトによる個人データの第三者提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければならない。

- (ア) 当該個人データを受けた年月日
- (イ) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (ウ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- (エ) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (オ) 当該個人データの項目
- (カ) 個人情報保護委員会により公表されている旨

② 本人の同意に基づき第三者提供を受ける場合

対象事業者は、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければならない。

- (ア) 本人の同意を得ている旨
 - ・ 契約書その他の書面に本人の同意が記載されている場合
 - ・ 対象事業者の事業の内容、第三者提供の方法等により、同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって「同意を得ている旨」の記録とすることもできる。

- (イ) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (ウ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- (エ) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (オ) 当該個人データの項目

③ 私人などから第三者提供を受ける場合

対象事業者は、他の個人情報取扱事業者又は法第 16 条第 2 項各号に掲げる者以外の者から、個人データの提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければならない。

- (ア) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (イ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- (ウ) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (エ) 当該個人データの項目

5) 記録事項の省略

① 複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合

記録義務に規定する方法により記録を作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

5.2.8.5. 保存期間

- 1) 対象事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。
- 2) 保存期間は記録の作成方法によって異なり、次の表のとおりとなる。

記録の作成方法	保存期間
「契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

5.2.9. 個人関連情報の第三者提供の制限等

第31条（第1項）

個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

第31条（第2項）

第28条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

対象事業者が、個人関連情報取扱事業者となる場合及び個人情報取扱事業者として個人関連情報を第三者から提供を受けし個人データとする場合は、個人関連情報の第三者提供の制限等の規定を遵守しなければならない。

5.2.9.1. 個人関連情報の第三者制限等の適用

- 1) 個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、個人データの第三者提供の制限法が適用除外となる場合（第27条第1項各号）を除き、提供先の事業者が個人関連情報を個人データとして取得することについて、あらかじめ本人より同意が得られていること等を確認しないで、個人関連情報を提供してはならない。
- 2) 法第31条第1項は、対象事業者による個人関連情報の第三者提供の全てに適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用される。
- 3) 個人関連情報の提供を行う対象事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法第31条第1項の適用の有無を判断する。

5.2.9.1.1. 個人データとしての取得

- 1) 「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。

- 2) 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。
- 3) 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。

5.2.9.1.2. 個人データとして取得されることが「想定される」場合

- 1) 「想定される」とは、提供元である対象事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合又は一般人の認識を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。
- 2) 現に想定している場合
提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者において個人データとして取得することを現に認識している場合をいう。
- 3) 個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合
提供元である対象事業者において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者との取引状況等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定できる場合には、「想定される」に該当する。

5.2.9.1.3. 契約等による対応について

- 1) 提供元である個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法第31条は適用されない。
- 2) この場合、提供元である個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されない。
- 3) 提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用すること可能性があると考えられる場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

5.2.9.2. 本人の同意の取得方法

5.2.9.2.1. 本人の同意

- 1) 「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
- 2) 同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要となる。
- 3) 本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能となる。
- 4) 令和2年（2020年）改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第31条第1項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第1号の同意があったものとみなす。
- 5) 令和3年（2021年）改正法の施行日前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第31条第1項第1号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法の施行日において同号の同意があったものとみなす。

5.2.9.2.2. 同意を取得する主体（事業者）

- 1) 法第31条第1項第1号の「本人の同意」を取得する事業者は、本人と接点を持ち、情報を利用する事業者である提供先の第三者であるが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者が代行することも認められる。
- 2) 提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の対象事業者による同意取得の代行の場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要がある。
- 3) 提供先の第三者による同意取得の場合
 - ① 提供先の第三者が、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。
 - ② 個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第21条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。
- 4) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合
 - ① 提供元である個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元である個人関連情報取扱事業者において、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示さなければならない。
 - ② 提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第21条により通知又は公表を行わなければならない。
 - ③ 提供元である個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が

同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元である個人関連情報取扱事業者に適切に同意取得させなければならない。

5.2.9.2.3. 同意取得の方法

- 1) 同意取得の方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法等がある。
- 2) ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。
- 3) 同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要である。

5.2.9.3. 本人の同意等の確認の方法

5.2.9.3.1. 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること

- 1) 個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意を得られていることを確認しないで個人関連情報を提供してはならない。
- 2) 本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意を得られていることを確認することになる。
- 3) 提供先の第三者から申告を受ける場合、個人関連情報取扱事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すればよい。
- 4) 提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えばよい。
- 5) 提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第31条第1項第1号の同意を取得済みのID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する可能性があるが、法第31条第1項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第27条第1項第1号）に該当する。
- 6) 提供元の個人関連情報取扱事業者において、同意取得を代行する場合、当該同意を自ら確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当する。

5.2.9.3.2. 外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること

- 1) 個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、個人関連情報についての本人同意を得られていることを確認するに当たって、当該同意を得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の①～③までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。
- 2) 情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「5-1（情報提供の方法）」及び「5-2（提供すべき情報）」を参照のこと。

- ① 当該外国の名称
 - ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 3) 次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の(1)から(3)までの情報が提供されていることを確認する必要はない。
- ① 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合
 - ② 当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合(基準適合体制)
- 4) 基準適合体制による個人関連情報の提供である場合は、以下の①及び②の措置をとらなければならない。
- ① 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること
 - ② 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止すること
- 5) 本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。

5.2.9.3.3. 既に確認を行った第三者に対する確認の方法

- 1) 複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、既に適切に確認を行い、提供元における記録義務に規定する方法により記録を作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。
- 2) 令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。
- 3) 個人関連情報取扱事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われていることとなる。

5.2.9.4. 提供元における記録義務

第31条（第3項）

前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

- 1) 個人関連情報取扱事業者は、第31条第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 2) 但し、「第三者」のうち、次の①～④までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない。
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人

5.2.9.4.1. 記録を作成する媒体

- 1) 個人関連情報取扱事業者は、記録を、文書、電磁的記録）又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

5.2.9.4.2. 記録を作成する方法

1) 原則

- ① 個人関連情報取扱事業者は、記録を作成する場合、原則として、個人関連情報の提供の都度、速やかに、記録を作成しなければならない。
- ② 個人関連情報を提供する前に記録を作成することもできる。

2) 一括して記録を作成する方法

- ① 一定の期間内に特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人関連情報を提供する場合、若しくは提供することが確実である場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。
- ② 「確実であると見込まれ場合」とは、基本契約の内容に継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが含まれており、これに従い提供が行われる場合などが該当する。
- ③ この場合は、当該基本契約に係る契約書をもって記録とすることができる。
- ④ 「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましい。

3) 契約書等の代替手段による方法

- ① 個人関連情報取扱事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、その契約に従い個人関連情報を当該個人関連情報取扱事業者から第三者に提供する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。
- ② 本人に対する物品又は役務の提供に係る契約書でない其他書面についても、規則で定められた記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある。
- ③ その他の書面としては、提供元又は提供先で作成された記録簿、帳票類及びシステム上の記録などが該当する。
- ④ 複数の書面等を合わせて一つの記録とすることも認められる。

5.2.9.4.3. 代行により記録を作成する方法

- 1) 提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる。
- 2) 但し、提供元の個人関連情報取扱事業者は、記録義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同様の体制を構築しなければならない。

5.2.9.5. 提供元における記録事項

5.2.9.5.1. 提供元における記録事項

- 1) 提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 31 条第 1 項の規定による確認を行ったときは、次の①～④について記録しなければならない。
 - ① 本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同意取得に際して必要となる情報の提供が行われていることを確認した旨（提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行している場合においては、それぞれの事項を提供元の個人関連情報取扱事業者が自ら確認した旨）
 - ② 個人関連情報を提供した年月日（記録を一括して作成する場合は、当該提供の期間の初日及び末日）
 - ③ 提供先の第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ④ 提供した個人関連情報の項目

5.2.9.5.2. 記録事項の省略

- 1) 複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合は、既に記録義務に従い作成し、保存されている記録と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 2) 令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。
- 3) 記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。

5.2.9.5.3. 保存期間

- 1) 個人関連情報取扱事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。
- 2) 保存期間は記録の作成方法によって異なり、次の表のとおりとする。

記録の作成方法	保存期間
「契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

5.2.9.6. 提供先の第三者における確認義務

5.2.9.6.1. 確認方法

- 1) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、次の事項について確認しなければならない。
 - ① 提供元の第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2) 「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」については、提供元の個人情報取扱事業者において個人データとして取得していないことから、提供先における確認の対象とならない。

5.2.9.6.2. 既に確認を行った第三者に対する確認方法

- 1) 複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、規則に従い確認及び記録の作成を行い、その時点において保存している記録と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。
- 2) 提供先の第三者が、同じ提供元から、既に確認・記録義務を行った本人についての個人関連情報であることを認識しながら提供を受け、個人データとして取得する場合は、「同一であることの確認」が行われていることとなる。

5.2.9.6.3. 提供先の第三者による適正取得

- 1) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。

5.2.9.6.4. 提供先の第三者における記録義務

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、必要事項の記録を作成しなければならない。

5.2.9.6.5. 記録を作成する媒体

- 1) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

5.2.9.6.6. 記録を作成する方法（原則）

- 1) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、記録を作成する場合、原則として、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する都度、速やかに、記録を作成しなければならない。
- 2) 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する前に記録を作成することもできる。

1) 一括して記録を作成する方法

- ① 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

2) 契約書等の代替手段による方法

- ① 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、その契約に従い個人関連情報の提供を受ける場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。
- ② 本人に対する物品又は役務の提供に係る契約書でないその他書面についても、規則で定められた記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある。
- ③ その他の書面としては、提供元又は提供先で作成された記録簿、帳票類及びシステム上の記録などが該当する。
- ④ 複数の書面等を合わせて一つの記録とすることも認められる。

5.2.9.7. 提供先の第三者における記録事項

5.2.9.7.1. 提供先の第三者における記録事項

- 1) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合は、次の①～項目を記録しなければならない。
 - ① 本人の同意が得られていること及び外国にある第三者への提供にあつては、同意取得に際して必要となる情報の提供が行われている旨（同意の取得や情報提供について、これを行ったことを示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって記録とすることもできる。）
 - ② 提供元の個人関連情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項（具体的に本人を特定できること）
 - ④ 提供を受けた個人関連情報の項目

5.2.9.7.2. 記録事項の省略

- 1) 複数回にわたって同一本人の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、において、既に提供先の第三者における記録義務に従いを作成し、保存している記録内容と同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 2) 令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

3) 記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。

5.2.9.7.3. 保存期間

- 1) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。
- 2) 存期間は記録の作成方法によって異なり、次の表のとおりとする。

記録の作成方法	保存期間
「契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して1年を経過する日までの間
「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

5.3. 保有個人データの取扱義務等

5.3.1. 保有個人データに関する事項の公表等

5.3.1.1. 保有個人データに関する事項の公表

第32条（第1項）

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第34条第1項若しくは第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第38条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- (4) 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

1) 対象事業者は、保有個人データについて、次の①～④までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）に置かなければならない。

- ・ 本人の知り得る状態に置くとは、ホームページ等に掲載する他、問い合わせ窓口を設け公表し、当該窓口において遅滞なく回答する方法も可能。
- ・ 事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

① 対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 全ての保有個人データの利用目的

- ・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにしなければならない。
- ・ 利用目的の通知等をしなくてよい場合に該当する利用目的は除外される。

③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）

④ 保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

(ア) 保有個人データの安全管理のために講じた措置

- ・ 本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。
- ・ 安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。
- ・ 規律の整備、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置、外的要因の把握の各安全管理措置の義務項目について、具体的実施状況が把握できるようにする。
- ・ 一部をホームページに掲載し、残りを遅滞なく回答することも可能。

(イ) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

- ・ 苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先
- ・ 個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。

5.3.1.2. 保有個人データの利用目的の通知

第 32 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合当
- (2) 第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

第 32 条（第 3 項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 1) 対象事業者は、次の①～④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しなければならない。
 - ① 保有個人データに関する事項の公表により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合。
 - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ③ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該対象事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合。
 - ④ 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 2) 通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

5.3.2. 保有個人データの開示

第 33 条（第 1 項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

第 33 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- （1） 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （2） 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- （3） 他の法令に違反することとなる場合

第 33 条（第 3 項）

個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第 33 条（第 4 項）

他の法令の規定により、本人に対し第 2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

- 1) 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、次の①～③の方法のうち本人が請求した方法より、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない
 - ① 電磁的記録の提供による方法
 - ② 書面の交付による方法
 - ③ その他当該個人情報取扱事業者の定める方法
- 2) 当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合は、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない
- 3) 電磁的記録の提供による方法については、対象事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができる。
- 4) 開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。
- 5) 開示することにより次の①～③までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない

ことができる。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 対象事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 6) 上記①～③により開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。
- 7) 他の法令の規定により、当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、当該他の法令の規定が適用される。

5.3.3. 第三者提供記録の開示

5.3.3.1. 第三者提供記録の定義

第 33 条 (第 5 項)

第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

- 1) 第三者提供記録とは、個人データの第三者提供時の確認・記録義務（法第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項）による記録のうち、次の①～④に該当するものを除いたものをいう。
- ① 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ② 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ③ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ④ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 2) 法律に明記された場合及び個人データの第三者提供の状況により、第三者提供時の確認・記録が適用されない場合において作成された記録は、第三者提供記録に含まれない。

5.3.3.2. 第三者提供記録の開示の方法

- 1) 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、次の①～③の方法のうち本人が請求した方法より遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければならない。
- ① 電磁的記録の提供による方法
 - ② 書面の交付による方法
 - ③ その他当該個人情報取扱事業者の定める方法
- 2) 当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、その旨を本人に通知し、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開

示しなければならない。

- 3) 対象事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すればよく、それ以外の事項を開示する必要はない。
- 4) 契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すればよく、契約書そのものを開示する必要はない。

5.3.3.3. 第三者提供記録の不開示事由等

- 1) 対象事業者は、第三者提供記録を開示することにより次の①～③までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 対象事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 2) 上記①～③により開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

5.3.4. 保有個人データの訂正等

第 34 条 (第 1 項)

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

第 34 条 (第 2 項)

個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

第 34 条 (第 3 項)

個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

- 1) 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として訂正等を行わなければならない。
- 2) 対象事業者は、保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。
- 3) 保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合には、当該他の法令の規定が適用される。

5.3.5. 保有個人データの利用停止等

第 35 条（第 1 項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

第 35 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第 35 条（第 3 項）

個人情報取扱事業者は、本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 27 条第 1 項又は第 28 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

第 35 条（第 4 項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第 35 条（第 5 項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

第 35 条（第 6 項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第 35 条（第 7 項）

個人情報取扱事業者は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5.3.5.1. 利用停止等の要件

1) 対象事業者は、次の①～③までのいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）又は第三者提供の停止を行わなければならない。

① 法違反の場合の利用停止等

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、次の（ア）～（ウ）の理由により、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。（「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。）

（ア） 第 18 条の規定に違反して本人の事前同意なく目的外利用されている場合

（イ） 第 19 条の規定に違反して不適正な利用が行われている場合

（ウ） 第 20 条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得された場合

② 法違反の場合の第三者提供の停止

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、次の（ア）、（イ）の理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければならない。

（ア） 第 27 条第 1 項、第三者提供の制限に違反して、本人の事前同意を得ないで第三者に提供されている場合

（イ） 第 28 条、外国にある第三者への提供の制限に違反して、本人の事前同意を得ないで外国にある第三者に提供されている場合

③ 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

対象事業者は、本人から、次の（ア）～（ウ）の理由によって、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合は、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

（ア） 利用する必要がなくなった場合

「対象事業者が利用する必要がなくなった」とは、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったときで、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。

- (イ) 当該本人が識別される保有個人データに係る報告対象事態（第26条第1項）が生じた場合
- (ウ) 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益（※5）が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。

「正当」であるか否かは、相手方である対象事業者との関係で決まるものであり、対象事業者本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、対象事業者は請求に応じる必要がある。

本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、以下のような事情を考慮する。

- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情
- ・ 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情
- ・ 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情
- ・ 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情
- ・ 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事

- 2) 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。

5.3.5.2. 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度

- 1) 利用停止等の要件、「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に該当する場合、対象事業者は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

5.3.5.3. 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置

- 1) 利用停止等の要件、5.3.5.1、1)の①から③までのいずれかに該当していても、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることが認められる。
- 2) 「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。
- 3) 代替措置については、事案に応じて本人の権利利益の侵害のおそれ適切に対応できるものであり、本人の権利利益の保護に資する必要がある。

5.3.5.4. 請求に対する通知義務

- 1) 対象事業者は、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。
- 2) 第対象事業者は、三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。
- 3) 消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人

データについて本人から求めがあった場合には、対象事業者は、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

5.3.6. 理由の説明

第 36 条

個人情報取扱事業者は、個人情報取扱事業者は、第 32 条第 3 項、第 33 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

- 1) 対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求、又は第三者提供記録の開示に関する請求（以下「開示等の請求等」という。）に係る措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

5.3.7. 開示等の請求等に応じる手続

第 37 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による求め又は第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 39 条において同じ。）、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求（以下この条及び第 54 条第 1 項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

第 37 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

第 37 条（第 3 項）

開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

第 37 条（第 4 項）

個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

- 1) 個人情報取扱事業者は、開示等の請求等において、これを受け付ける方法として次の①から④までの事項を定めることができる。

- ① 開示等の請求等の申出先。
 - ② 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法。
 - ③ 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法。
 - ④ 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法
- 2) 対象事業者は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものでなければならない。
 - 3) 対象事業者は、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
 - 4) 対象事業者は、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。
 - 5) 開示等の請求等は、代理人により行うことが可能だが、本人及び代理人についての適切な確認書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。
 - 6) 対象事業者は、開示等の請求等を受け付ける手続き定めた場合には、当該手続きを本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない。
 - 7) 開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、ホームページへの掲載による場合では、本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等が行えることが望ましい。
 - 8) 「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことによって対応する場合には、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行えることが望ましい。
 - 9) 対象事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならないが、当該方法に従わなかった場合は、個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる。
 - 10) 法第37条第2項により、対象事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができるが、本人に対し、開示を請求する保有個人データ又は第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、対象事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。
 - 11) 対象事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。
 - 12) 対象事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

5.3.8. 手数料

第 38 条（第 1 項）

個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 33 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第 38 条（第 2 項）

個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

- 1) 対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示請求、又は第三者提供記録の開示請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。
- 2) 対象事業者は、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない。
- 3) 対象事業者は、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

5.3.9. 裁判上の訴えの事前請求

第 39 条（第 1 項）

本人は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

第 39 条（第 2 項）

前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第 39 条（第 3 項）

前二項の規定は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

- 1) 本人は、当該本人が識別される保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止又は自己が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の個人情報取扱事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を対象事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該個人情報取扱事業者に到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない。
- 2) 対象事業者が当該裁判外の請求を拒んだときは、2 週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

5.4. 個人情報の取扱いに関する苦情処理

第40条（第1項）

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第40条（第2項）

個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 1) 対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2) 対象事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3) 苦情の中には、過度な要求を行う等、迅速な処理が困難な場合があるため、奏した要求にまで応じなければならないものではない。
- 4) 対象事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。
- 5) 消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するために、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、また、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることなど、あらかじめ対外的に分かりやすく説明することが重要となる。